

各位

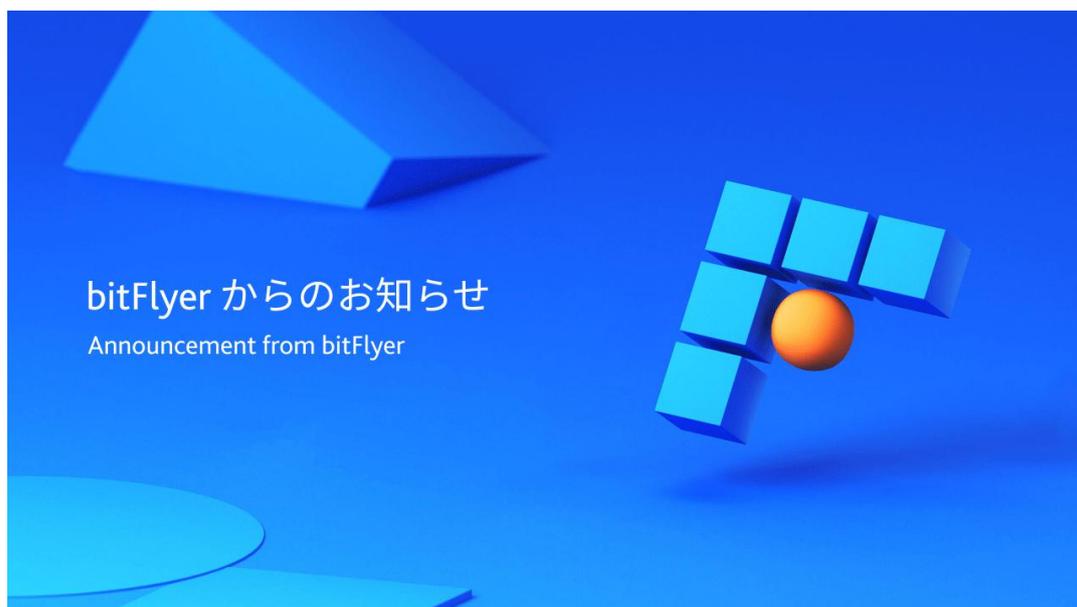
2026年3月31日  
株式会社 bitFlyer

**取引ルール変更及び契約締結前交付書面  
(暗号資産関連店頭デリバティブ取引) 改定のお知らせ**

株式会社 bitFlyer（本社：東京都港区、代表取締役：加納 裕三、以下「当社」）は、お客様の取引リスク低減及び市場の安全性確保のため、2026年5月7日（木）に、取引ルール変更及び契約締結前交付書面（暗号資産関連店頭デリバティブ取引）を改定いたします。

詳細は、下記をご確認ください。

なお、改定後の書面、新旧対照表及び変更内容を下記 URL よりダウンロードいただきご確認をお願いいたします。



■ 効力発生日

2026年5月7日（木）

■ 対象のお客様

すべてのお客様（個人・法人）

■ 対象プロダクト

bitFlyer Crypto CFD（APIを含む）

## ■ 取引ルールの変更

### ① 最大発注数量

区分	変更前	変更後
個人のお客様	100 BTC	10 BTC
法人のお客様	100 BTC	40 BTC

### ② 最大保有建玉数量

区分	変更前	変更後
個人のお客様	500 BTC	50 BTC
法人のお客様	500 BTC	200 BTC

\* 最大保有建玉数量は、当社所定の審査を経て最大 500 BTC まで引き上げが可能です。ご希望の場合は、[こちら](#)までお問い合わせください

## ■ ご注意事項

- ・ 上記効力発生日以降は、現在お客様が保有する建玉につきまして当社が求める範囲内まで保有する建玉を削減するよう求める通知を行う場合があります。当該通知を受けたお客様は、当社が求める期限までに保有する建玉の数量を削減するものとします。建玉数量の削減に応じていない場合は、当社が利用規約で定める禁止行為に該当したものとして、デリバティブ取引の発注停止措置の適用や、保有建玉の強制決済を伴う口座閉鎖措置の適用もあり得ます
- ・ 当社が求める範囲内の建玉はそのまま維持されます
- ・ 2026年5月7日（木）以前に発注された注文が変更後の最大発注数量を超える場合でも、発注日から30日間は引き続き有効です
- ・ 2026年5月7日（木）以前に発注された特殊注文で、最初の条件が達成された際の後の注文の発注数量が2026年5月7日（木）以降の最大発注数量を超える場合、当該後の注文が執行される時点で自動的にキャンセルされます
- ・ 最大保有建玉数量の引き上げには、ご利用期間・ご利用状況・与信状況などを踏まえた当社所定の審査がございます。審査結果に関するお問い合わせには、誠に恐れ入りますがお答えできませんのでご容赦ください

## ■ 契約締結前交付書面（暗号資産関連店頭デリバティブ取引）

<https://bitflyer.com/pub/20260507-explanation-derivative-regulation-amendment-ja.pdf>

## ■ 新旧対照表

<https://bitflyer.com/pub/20260507-explanation-derivative-regulation-comparison-ja.pdf>

ご不明な点がございましたら、[こちら](#)までお問い合わせください。

今後とも bitFlyer をよろしくお願いたします。

## bitFlyer グループについて

「ブロックチェーンで世界を簡単に。」をミッションに掲げ、2014年に株式会社 bitFlyer は創業しました。お客様にご愛顧いただき、国内でビットコイン取引量 9 年連続 No.1\* を達成しました。bitFlyer USA, Inc. 及び bitFlyer EUROPE S.A. と共にグローバルに暗号資産交換業を展開しています。また、株式会社 bitFlyer Blockchain では独自ブロックチェーン Miyabi を開発・提供し、暗号資産取引所に上場するトークンの基盤システムなどに採用されています。さらに、株式会社 Custodiem では機関投資家による暗号資産への投資が広がることを想定し、機関投資家を対象にした暗号資産の預かり事業（クリプトカストディ事業）を新たに展開する予定です。グローバルに web3 事業を展開するグループ間の相乗効果を活かしてアジア No.1 の web3 カンパニーを目指しています。

公式 HP : <https://bitflyer.com>

\* 国内暗号資産交換業者における 2016 年～2024 年の差金決済及び先物取引を含んだ年間出来高。  
(日本暗号資産等取引業協会が公表する統計情報及び国内暗号資産交換業者各社が公表する取引データに基づき当社にて集計。日本暗号資産等取引業協会の統計情報については 2018 年以降分を参照)

### 【注意事項（よくお読みください）】

暗号資産は法定通貨ではありません

暗号資産は代価の弁済を受ける者の同意がある場合に限り代価の弁済に使用することができます

暗号資産の売買や他の暗号資産との交換は、暗号資産の価格変動により損失を被ることのある取引です。暗号資産の価格は、需給バランスの変化や、物価・法定通貨・他の市場の動向、暗号資産に係る状況の変化等の影響により下落する可能性があります

暗号資産等関連店頭デリバティブ取引の取引価格は、当社における暗号資産等関連店頭デリバティブ取引の需給バランスの変動から影響を受けて上下するほか、暗号資産等関連店頭デリバティブ取引が参照する暗号資産の価格の変動から間接的な影響を受けることによっても上下するため、損失を被ることがあります

暗号資産等関連店頭デリバティブ取引は、取引価格と建玉数量の積である取引金額を預入証拠金等の額よりも大きくできる取引です。そのため、暗号資産等関連店頭デリバティブ取引の需給バランスの変動や参照する暗号資産の価格の変動によりお客様に不利な方向へ取引金額が預入証拠金等の額よりも大きく変動し、お客様の被る損失の額が預入証拠金の額を上回ることがあります

暗号資産等関連店頭デリバティブ取引を行うにあたっての預入証拠金等の額は取引金額の 50% 以上であり、取引金額は預入証拠金等の額の 2 倍以下となります（いずれも個人のお客様の場合）。預入証拠金等についての詳細は

「[bitFlyer Crypto CFD とは?](#)」をご覧ください

販売所における暗号資産の売買や他の暗号資産との交換の際には、購入価格と売却価格の差であるスプレッドをお客様にご負担いただいております。暗号資産の売買及び他の暗号資産との交換並びに暗号資産等関連店頭デリバティブ取引のご利用に際してお支払いいただく手数料、その他費用、計算方法等は「[手数料一覧・税](#)」に定める通りです

暗号資産等関連店頭デリバティブ取引は、当社がお客様の相手方となって行われる相対取引です

契約締結前交付書面等の内容を十分ご確認いただいた上で、ご自身の判断と責任により取引を行ってください

株式会社 bitFlyer

暗号資産交換業者 関東財務局長 第 00003 号

金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第 3294 号

所属する認定資金決済事業者協会及び金融商品取引業協会 一般社団法人日本暗号資産等取引業協会

### 【本件に関するお問い合わせ先】

株式会社 bitFlyer 広報

〒107-6230 東京都港区赤坂 9-7-1 ミッドタウン・タワー

サービスサイト : <https://bitflyer.com> お問い合わせ先 : <https://bitflyer.com/ja-jp/contact>